

## 朝日町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要領

### 1 目的

この要領は、気候変動適応法に基づき、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）の指定に協力いただける民間施設の募集に関する必要事項を定めるものとする。

### 2 実施内容

クーリングシェルターに指定された施設は、主に次の内容を実施する。

- (1) 施設の入入り口等、見やすい場所にクーリングシェルターであることを表示する。
- (2) 施設利用の有無に関わらず、暑さをしのぎ休憩できる場所として町民等へ開放する。
- (3) 一時的に休憩できる椅子、ソファ等を設置する。（既存のもので可）

### 3 指定要件

町内に所在する施設で、次の要件を満たす施設とする。

- (1) 冷房設備を有し、適切に維持管理及び稼働すること。
- (2) 熱中症特別警戒情報が発表されたときは、開放可能日及び時間帯において、指定箇所を町民等に開放することができ、その開放部分の様子を常時確認できる職員（スタッフ）がいること。
- (3) 受入可能人数に応じて、1人あたりの空間を適切に確保すること。
- (4) 指定箇所が無料であること。
- (5) 熱中症予防のため、利用者が持ち込む飲料等による水分補給を可能とすること。

### 4 運用期間

熱中症警戒アラート運用期間とする。

なお、運用できる日及び時間帯は、施設の実情に応じる。

### 5 申込方法

別紙「朝日町クーリングシェルター指定申込書」に必要事項を記入のうえ、持参、郵送又は電子メール等により提出する。

### 6 申込書提出後の流れ

- (1) 応募内容の確認・審査、施設管理者との協議
- (2) 協定の締結、クーリングシェルターの指定
- (3) クーリングシェルター指定施設情報の公表（朝日町ホームページ等）
- (4) クーリングシェルターの運用開始

## 7 協定の有効期間

協定で定めた有効期間満了の1か月前までに協定の更新をしない旨の申し出がなかった場合には、協定は引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

## 8 指定の解除

町は協定の有効期間中であっても、次の要件により指定を解除することができる。

- (1) 指定要件を満たさなくなった場合
- (2) 施設より指定解除の申し出があった場合
- (3) 町がクーリングシェルターとしてふさわしくないと判断した場合

## 9 その他

- (1) 協定について疑義が生じた時又は協定に定めがない事項について取り扱いを定める必要がある時は、その都度協議して定める。
- (2) 冷房設備の電気代等、クーリングシェルターの運営に係る費用は、施設側の負担とする。
- (3) 利用者が施設等に損害を与えた場合であっても、町は損害賠償を負わない。
- (4) 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない、町民等が安全安心に利用することができないと町が判断する場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合がある。

## 10 申込・問合せ先

朝日町役場住民・子ども課生活環境・定住係  
住 所 〒939-0793 朝日町道下 1133 番地  
電 話 番 号 0765-83-1100 (内線 135)  
電子メール [jumin@town.toyama-asahi.lg.jp](mailto:jumin@town.toyama-asahi.lg.jp)